

犯罪被害者への保険適用について

(犯罪被害者基本計画(平成17年12月27日閣議決定)Ⅴ第1-2)

(6) 医療保険利用の利便性確保

厚生労働省において、警察庁の協力を得て、犯罪被害者等における医療保険利用の利便性確保につき、現状に関する必要な調査を行い、1年以内を目途に結論を出し、必要な施策を実施する。

【厚生労働省】

1 犯罪被害者への保険適用に関する指摘

犯罪被害者については、医療を受けようとする医療機関の窓口において、保険診療の実施を拒まれることがあるとの指摘がなされているところ。

2 今後の対応について

保険医療機関において保険証を提示すれば、一般の加入者と同様、犯罪被害者も当然に保険が適用され、保険診療を受けることが可能である。

今後、社会保険事務局においては、上記指摘に関する現状の把握に努め、また、具体的に保険診療の実施を拒む事例があった場合には、本省への報告を行うとともに、当該医療機関に対して適切な指導を行われたい。